

Title	一八七九年の関税および財政改革：帝国主義形成期におけるドイツの財政政策（1）
Sub Title	The reform of tariff and financial system of 1879
Author	大島, 通義
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1959
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.52, No.1 (1959. 1) ,p.20(20)- 37(37)
JaLC DOI	10.14991/001.19590101-0020
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19590101-0020

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一八七九年の関税および財政改革

— 帝国主義形成期におけるドイツの財政政策 (1) —

大 島 通 義

一八七〇年代から第一次大戦に至るドイツ帝国主義の形成・確立の時期における財政政策の構造をその歴史的な発展において理解すること、これがわたくしの当面の研究課題であり、以下の小論はその一部をなす。主として七〇年代と八〇年代の財政および政治経済状態を基礎としながら、七九年改革がドイツの帝国主義的発展の過程において占める位置を明らかにしたい。主な項目は次のとおりである。

(I) 帝国成立をめぐる財政問題

(II) 大不況の財政・経済への影響

(III) 一八七九年の改革の意義

(I) 帝国成立をめぐる財政問題

一八七〇年の普仏戦争を契機として、北ドイツ同盟と南独諸国との合体がおこなわれ、一八七一年、ドイツ帝国が成立した。ドイツはこれによって近代国家としての統一を達成したのであり、ドイツ

資本主義は、従来障害となっていた小国分立制の一応の克服をはじめとして、ブルジョアジーの経済的諸要求を実現することによって、その一層の発展を眺望しようところに到達した。しかし、他面において、統一ドイツの政治構造は、イギリスなどにおけるそれにくらべてかなり遅れた性格を持っていた。このことは、ドイツにおいては、当時ブルジョアジーが間接的にしか政治を支配しえず、プロイセンのユンカーが政治に対する強い発言力をなお保持していたことと密接に関連している。財政政策が政治と経済の両面から大きく影響されるものであることはいうまでもなく、従って、このような階級的諸関係が当時の財政政策をどのように規定したか、また、七三年の恐慌以後の諸階級の利害関係の変化が財政政策をどのように変えていくかといった問題が、これからおこなう考察での中心点ともなる。その一つの手がかりとして、まず帝国成立当初の財政の構造を憲法上の諸規定との関連において考察し、次に同じ時期の財政事情を明らかにしておきたい。

(1) 帝国憲法 (Reichsverfassung) の素材となったのは、北ドイツ同盟の憲法と一八七〇年一月に締結された北ドイツ同盟と南独諸国との間の諸条約とである。帝国憲法は北ドイツ同盟憲法の内容をほぼそのまま受けついでたものと言われるが、その全体の構成については次の諸点を指摘しておきたい。すなわち、国民的統一の代表を意味する帝国議会 (Reichstag) よりも連邦主義的分立を意味する連邦参議院 (Bundesrat) のほうが一層大きな権限を与えられていたこと、プロイセン国王の兼ねるドイツ皇帝によって任命される帝国宰相は大きな権力を持ち、内閣は皇帝に対してのみ責任を負うものであったこと、これらを通じて諸邦国 (Gliedstaaten) 中におけるプロイセンの優位が確保されていたこと、従来の南独諸国に対しては留保権をあたえて妥協をはかっていたこと、こうした限界をともなつてではあるが、軍事、関税、通商、郵便および電信について帝国に権限が集中されていたこと、などである。

財政に関する問題は、主としてこの最後にあげた点と関連している。憲法第七〇条は、経常的財政需要をまかなう財源として、前年の剰余金、関税および消費税収入、郵便および電信による収入、邦国の分担金 (Matrikularbeiträge) をあげている。

まず最初に問題となることは、各邦国もまた独自の財政活動をおこなうことにより、たとえば収入源の配分などをめぐって帝国と各邦国間の財政関係が複雑化する点である。このような二重の財政構造は帝国成立以前にも存在していたが、その起源とも見られるのは

一八七九年の関税および財政改革

一一 (一一)

一八三三年に結成されたドイツ関税同盟である。これには一八カ国二三〇〇万の人口が含まれ、この範囲においては通商の自由が保証され、対外貿易については統一的な関税が課せられた。これが商品流通を阻害する諸制限の除去となり、資本主義的発展を一層促進したことはいうまでもない。関税の制度や政策が統一されるに従って、比較的密接な経済上の関係を持っていた範囲内でプロイセンを中心とした間接税制度の統一が進められ、プロイセンの教種類の消費税制度は北ドイツの諸国に拡張された。このようにして形成されてきた関税および消費税制度については、その後一八六七年の北ドイツ同盟の設立に際して、これらの税収を各邦国に分配せず、同盟の共同収入とする旨が規定された。さきの帝国憲法の規定が北ドイツ同盟のこの規定を受けついでたものであることはいうまでもない。

この場合、各邦国と帝国との財政上の関係がプロイセンおよび北ドイツ諸国を中心として展開されたことは、南部諸国と帝国との関係に矛盾をもたらす原因となった。このことは、さらに、プロイセンを中心とするマイン河北部の諸国における一般的個人・所得税を中心とした税制の発展と、南部のバイエルンなどにおける収益税と消費税とを中心とした発展との相違に根源を持つと言ってもよいであらう。プロイセンのかかる税制の発展において、関税と消費税との帝国共同収入化は一定の均衡ある関連を保っていたのであり、他方、南独諸国においてはその租税構造における消費税収入への依存度が強いために、これを共同収入として帝国に持ち去られるならば

その租税構造に大きな不均衡を招かざるをえないこととなる。統一された帝国への参加が南部諸国自体の要求でありながら、他面このような事情から一定の自主的権利の留保を帝国に対しておこなわざるをえず、その承認された形態が憲法上の留保権の規定であったと考えられる⁽¹¹⁾。帝国成立以後においてもこのいわゆる連邦分立主義的な南部諸国の態度は保持され、帝国統治機構の中央集権化に対する一つの抵抗因をなしたのである。

これとやらんで、プロイセンの位置が問題となる。新帝国の議会においては、いわゆる議会の予算審議権はかなり広汎に認められた。その場合、租税収入に関してはそれが一旦法律として確定された後は各年の徴税において自動的にこの法律が適用され、年毎の収入協賛権は議会にあたえられておらず、分担金の額についてのみ協賛権を持つこととされていた。このような限界を持ってではあるが、予算・決算・分担金等に関する権限が議会にあたえられていた。しかし、すでに指摘した点で二院中の優位を保つ連邦参議院においては、さらに、軍事および関税、消費税の変更に對する拒否権を議長(帝国宰相)が持っていた⁽¹²⁾。さきに指摘したプロイセンの優位ということが財政運営の面にもあてはまることは明らかである。

帝国成立当初の財政はこのような統治機構のもとにおかれていたのである。

(2) 帝国成立にともなう、軍事および経済面における諸権限が帝国に集中されたことはすでに指摘したとおりであるが、かかる諸

権限を行使して近代国家としての態勢を整備してゆくうえで、その物質的基礎を提供すべき財政収入は必ずしも豊富ではなかった。帝国成立当初の、北ドイツ同盟よりうけついで租税は、関税・タバコ税・火酒税・砂糖税・醸造税・手形印紙税などであった⁽¹³⁾。北ドイツ同盟の場合には、これらの租税による収入は七〇年には総収入中の二八%をしめ、五八%は公債により、また一三%は各邦国の分担金によってまかなわれていた。帝国成立後についてみると、七二年には上記に該当する租税収入は約一割余の増加を示したにとどまり、他方公債は発行されなかったため、かなりの収入が分担金を含む他の財源に求められねばならなかった。

この場合、たとえば七三年には租税収入中の五二%が消費税、四八%が関税であったが、後者は以後七〇年代末にかけてその比重(時にはその絶対額)を減じてゆく傾向にあった⁽¹⁴⁾。これは後で指摘するように不況の影響によるものでもあったが、六〇年代から七〇年代の初めにかけてドイツを支配した自由貿易主義の財政上の結果でもあった。この自由貿易主義は、プロイセンの主導権のもとにおけるオーストリーを排除したドイツ統一を達成するうえで「政治的に、一つの存在にかかわる問題」であった。そしてこの運動の中核にあつたのは、関税による鉄価格の騰貴が農業用機械の騰貴を招来すると主張して鉄関税に反対する東エルベのユンカーと報復関税をおそれる商業資本であった。これは六〇年代のヨーロッパ近接諸国(ことにフランスとオーストリー)との通商条約によって一般化さ

れ、七三年に至る三段階の関税引下げをもって完成された⁽¹⁵⁾。この時期には、いわゆるマンチェスター派のデルブリュック(Rudolf Delbrück)やカンフハウゼン(Otto Camphausen)が関内にあつて財政経済政策の衝に當っていた。しかし、この「自由主義の時代」にも、プロイセンのユンカー出身者が、ことに国家の行政面に深く滲透して強固な地位を保ち続けていたのである⁽¹⁶⁾。

ところで、関税および消費税以外で七二年以後帝国財政において大きな役割を果たしたのは、フランスから取立てられた戦争賠償金である。四二億マルク余のこの賠償金(七三年の帝国の関税および消費税収入の約一七倍の金額)は七一年より数年間にわたってドイツに支払われたが、その一部は戦争準備金、帝国傷痍軍人救済基金など数種類の基金の開設に用いられ、他の大部分は各邦国財政を通じて公債の償還にあてられた⁽¹⁷⁾。北ドイツ同盟の七〇年における公債残高は二・七億マルクであったが、七五年には極めて僅かの額を残すのみとなり、プロイセンにおいても、六九年から七五年末にかけて公債残高は一三億マルクから九・五億マルクに減少した⁽¹⁸⁾。この債務償還は資本市場において自由に処分しうる資金を増大させることとなり、経済の規模の急速な拡張、株式会社設立に関する複雑な免許制度の廃止と相まって、資本投機を急激に拡大した。帝国傷痍軍人救済基金(五・六億マルク)の一部も諸種の債券に投資され、この傾向を助長した⁽¹⁹⁾。さらに、各邦国の臨時収入となった賠償金で債務償還にあてられなかった分も、多くの場合通常会計における赤字補

填のために流用され、財政收支上の困難を一時的に糊塗する役割しか果たさなかった。

帝国の成立当初の財政状態はこのようなものであった。他面、帝国統一にともなう軍事費を中心とした諸種の経費支出は膨脹する傾向にあつたし、ドイツのおかれた国際的・国内的諸条件からしてもこの傾向は必然的なものであった。この情勢のなかで七三年恐慌を経験して、当初は隠蔽されていた帝国財政の基礎の不十分さは次第に明らかになるのである。

(II) 大不況の財政・経済への影響

統一による小国分立制の除去、フランスからの巨額の資金流入、これらは、すでに指摘したように、資本投機を急激に増大させ、いわゆる設立ブームを招いた。七一年下半期から七四年までの間に八五七の株式会社が設立され、その資本金合計額は三三億マルクであった。これに対して、五一年より七〇年上半期に到る間の株式会社設立の数は二九五であり、その資本金合計額は二四億マルクであった⁽²⁰⁾。この企業熱は一切の生産部門をとらえていた。しかも外国市場との関係においてはドイツ資本主義は全くの自由競争のさなかにあつたのである。この時、七三年五月にウィーンに取引所恐慌が起り、これはやがてドイツにも波及して一〇月初めにベルリンのクイストルプ銀行が倒産するに至った。これに引続いて生産諸部門においても深刻且つ持続的な過剰生産恐慌が発生した。この恐慌は、こ

れ以前のいずれの恐慌の場合にも見られなかった程「明瞭に国際的な性格をおびた」ものであったと言われ、またその特殊な性格として、「恐慌に続く不況が以前のいずれの時よりもはるかに長く持続した」(実際には七九年頃まで)ことが指摘されている。⁽²⁸⁾

この恐慌とそれに続く不況が当時の財政にどのような影響をあたえたか、これとの関連において不況の経済一般、ことに関税政策に対する影響はどのようなものであったかを次に明らかにしよう。

(一)一八七二年以後、帝国と邦国とを問わず各財政体の経費は毎年上昇しているにもかかわらず、不況と税制上の限界とによってこれに見合うだけの収入を確保しえず、七〇年代を通じて財政運営上かなり困難な時期が続いた。

この点についてまず帝国財政支出の変化を見てみよう。帝国の經常支出と臨時支出の双方を含む全経費支出は、七二年から七八年度にかけて三億マルクから四億マルクへと一億マルクの増加を示した。⁽²⁹⁾このうち經常支出の増分は七〇〇万マルクであるが、さらにこのうち六〇〇万マルクまでは陸海軍関係の経費および軍関係者に支払われた年金であった。従って他の行政部門の経費増加は一〇〇万マルクにすぎない。⁽³⁰⁾

他方、この期間における經常収入は二億六五九〇万マルクから二億九三四〇万マルクへと二七五〇万マルクの増加を示したに過ぎない。しかもこの經常収入中の七三%(七二年)を占めていた関税および消費税収入は、七三年を頂点として絶対額においても相対比に

においても漸減の一途をたどり、その後七八年度までに二二三〇万マルクの減収を見るに到った。⁽³¹⁾これは一面において関税政策における自由化の反映であるが、他面では不況の進展にともなう経済活動の沈滞に起因するものと考えてよいであろう。

経費の膨脹と税収の停滞というこの傾向が押し進められた結果、それまでの前年剰余金の充当によって邦国の分担金増額を避ける方針は貫かれえず、七七年度には各邦国の分担金総額は九〇〇万マルク、七八年度には六〇〇万マルク増徴されて約七一六万マルクとなり、総支出額の一七・五%を占めるに至る。⁽³²⁾同時に、七七年度には海軍軍備および通信施設などの拡充のためという名目で、帝国財政においては最初の公債七二二〇万マルクが発行され、七八・七九両年度にもほぼ同額の公債が発行されるに至った。⁽³³⁾この間、帝国の収入を増加させるために幾度か増税の提案がなされたが、これらはいずれも実現せず、七九年の改革以前には、七八年度に帝国印紙税制度に若干の変更が加えられたにとどまる。⁽³⁴⁾この期間の帝国財政は、「その予算編成において、帝国議会の増税に対する拒否的な態度によって明らかに影響された」と言われる。

次に邦国の財政について簡単にふれよう。概括的にいうならば、各邦国ともその財政状態は帝国成立より七六年まで比較的健全であった。大部分の邦国において七四年あるいは七五年頃までは収入は増加する傾向にあった。その後不況による沈滞は漸く財政収支にも反映し、決算において赤字を示す場合が多くなったのである。⁽³⁵⁾七七

年には、帝国財政において不均衡が激化し分担金の増徴と公債の発行がおこなわれている。前者が邦国財政の直接的な負担増加を意味するものであることはいまでもない。さらに、帝国成立後といえども、各邦国は帝国執行府に集中されないかなりの国家活動の領域を持っていたのであり、そのための経費需要も膨脹する傾向にあった。⁽³⁶⁾地方自治体(Kommune)の財政の場合も同様であった。⁽³⁷⁾

しかも経費膨脹のみでなく、各邦国の租税構造にも大きな限界があった。ことに、一九世紀前半に形成された収益税制度に大きく依存する構造の場合にそうであった。これらの租税は、七〇年代前半に至る好況とそれに続く恐慌および不況といった激しい変動をともなう社会には適応しがたいものであった。⁽³⁸⁾一般に資本主義的發展にともなうて収益税は次第に所得税系のなかに総合されてゆくのであるが、ドイツ諸邦において当時かかる過程を見ることはできない。近代的な所得税制度はプロイセンにおいて一応採用されてはいたけれども、これがプロイセンの租税制度における中心的な位置を占めるに至るのはむしろ九〇年代のことである。ドイツ全体について言うならば、収益税から所得税への移行(あるいは前者が後者の補充税となること)、所得税による多種多様な形態での所得の捕捉が可能となるのは、今世紀に入ってからのことである。かくて、各邦国の租税構造は、多くの場合、根本的な改革をおこないうる可能性はないうままに資本主義の急速な發展、財政需要の膨脹といった事実の前にその限界をあらわにし始めていたと言つてよいであろう。

七〇年代ことにその後半におけるこのような財政上の諸矛盾の展開に対応して、帝国財政の改革を志向するいくつかの動きが起るに至ったことはいまでもない。七三―七四年頃よりすでに政党的指導者あるいは政府関係者が種々の角度から問題を提起しているが、ここではその主要な論争点に視野を限り、七九年の改革に至る基本線がどのように形成されるかを明らかにしておきたい。

まず問題となるのは各邦国の帝国に対する分担金の制度である。軍事力の強化をはじめ、近代国家としての権力手段の強化と態勢整備は、統一達成後のドイツの支配階級の強い要求であった。七〇年代における経費需要の増大はまさにこの要求に押されたものであったが、これにともなうて当然帝国財政の収入基礎の強化が要請されるに至る。そこでこの分担金制度がこの要請に合致しうるか否かが問題となる。この制度は、まず、帝国財政の邦国への依存、従ってその連邦分立主義的あり方を意味する。従って、帝国統治機構の連邦分立主義的形態の存続を求めると中央集権化を求めるとによつてこれに対する態度は異ならざるをえない。前者の立場に立ったのは、東エルベのユンカーを中核とする大土地所有者の構成するドイツ保守党(Deutschkonservative Partei)と、西南ドイツのカトリック系の農民・労働者をはじめ大農・大紡績資本・その他の若干の反プロイセン主義者などの広汎な層を含む中央党(Zentrumspartei)であり、⁽³⁹⁾後者の立場に立ったのが、一方においてビスマルクであり、他方においては、大工業ブルジョアジーを主力とし、バ

ルト海沿岸やハンザの諸都市の大商業・個人金融業者、輸出工業、小ブルジョアジーなどによって構成される国民自由党 (National-Freier) であつた。⁽³⁹⁾ この場合、ビスマルクと国民自由党との間には、分担金廃止という点では共通でありながら他の点においては決定的な立場の相違があつた。

ビスマルクにおける分担金制度廃止は、帝国における間接税増税、邦国における直接税減税と結びつく。国民自由党、ことにその初期の主張においては、分担金廃止は邦国直接税の帝国への移管の要求と結びつく。国民自由党のミクエル (Johannes von Miquel) は、分担金が削減されてプロイセンの財政に余裕ができた時この余剰は何に使われるだろうかと問い、「プロイセンの下院は租税協賛権を持たず、この余剰によって国民のために直接利益が得られる状態にない」と述べ、「各邦国は一定の対象に対する課税をやめて帝国がこれに課税する」ことを提案している。⁽⁴⁰⁾ この場合移管される租税は直接税である可能性が強いのであり、ビスマルクがかかる改革案に反対であつたことはいうまでもない。七〇年代後半には農業においても不況が進展し、アメリカ産の安価な小麦に国内市場を脅かされるに至つた。ユンカーは、保護貿易主義に転向し始めると同時に、鉄道運賃の改訂、土地・家屋税 (プロイセン邦税) の軽減を要求してゐた。⁽⁴¹⁾ みずからユンカー出身であるビスマルクが、かかる事態のもとで、直接税を三級選挙法によって成立つプロイセン下院から、種々の限界はあつてもより民主的な帝国議会の監視のもとに移すこと

は、ほとんどありえないことであつた。ビスマルクの意図においては、分担金を廃止することによって帝国議会の限られた収入協賛権をさらに無力化しようという効果も考慮に入れられていたと考へてよい。このように、ビスマルクと国民自由党の立場は、同じく中央集権化を要求するかに見えて、しかも議会主義的な保証を伴わざるそれと、伴うそれという全く異なつた性格のものであつた。

ビスマルクは、彼自身の財政改革案を一八七五年一月二日にすでに議会において明らかにしている。それは、分担金の可能な限りの削減または廃止、これによって生じた余剰に見合う邦国単位での減税、同時に帝国においては関税および消費税の強化、などを骨子とするものであつた。⁽⁴²⁾ これは後に七九年の改革を目前に控へるに至つた時の彼の構想と内容的に全く変りのないものであつた。⁽⁴³⁾

ここに示されるビスマルクと国民自由党の対立は時がたつて従つて明確になつていった。七七年から七八年にかけて、国民自由党は、直接税を基礎とした財政改革の実行、議会の権限の拡大、議会に対して責任を負う内閣制度の採用などを要求して選挙闘争にのぞんだ。⁽⁴⁴⁾ これに対してビスマルクは、七六年五月には鉄道国有化問題に關連してデルブリュックを、七八年三月にはタバコ専売問題を契機にしてカンフハウゼンを辞任させて、閣内からドイツ・マンチエスター派を完全に閉め出してしまつた。⁽⁴⁵⁾ この抗争は結局七九年改革においてビスマルクの勝利に終るのであるが、それを決定的ならしめた諸要因は、基本的には、不況下における関税政策をめぐる諸階級

の利害関係の変化に求められねばならない。国民自由党の内部矛盾の激化も、まさにその一環をなすものであつた。

(2) 関税政策の面においては一八七三年をもつて自由貿易政策の体系が完成されるのであるが、ほぼこれと時を同じくして工業において、ややおくれで農業において保護主義への転換を要求する新しい動きが起きているのである。

保護関税の要求は、工業の場合、鉄鋼・繊維・化学関係の大工業資本によって提起された。これらの大工業資本はそれまで自由貿易政策が推進されてきた場合でも進んでこの先頭に立つていたのでなく、むしろユンカーや商業資本の有力な支配に服してきていたのである。⁽⁴⁶⁾ 七三年六月にすでに鉄関税廃止の延期を要求する動きが西部の鉄鋼資本から起きていることは、そのあらわれであると言えよう。⁽⁴⁷⁾ これが一層強力な保護主義要求の運動にまで組織される直接の契機は、七三年に始まる世界的な規模での過剰生産恐慌であつた。鉄鋼業にあつては、同時に恐慌下にあつたイギリス資本の海外市場におけるダンピングにあい、他方、製鋼法の変化にともなう生産費上昇にあつて、その生産を削減せざるをえない立場におかれる。紡績業においては、エルザス・ロートリンゲンの併合による生産設備の増大が過剰生産恐慌を持続させた。化学工業においてもイギリス資本との競争によって圧迫され、生産の縮小をやむなくせられていた。これらの産業に従事する資本家は次第にその勢力を結集して、七六年二月ベルリンにて、ドイツ工業家中央連合 (Centralverein

hand Deutscher Industrieller) を創立するに至る。大工業資本はこの中央連合を基礎として政策転換を要求する種々の運動を展開した。七七年一月の鉄関税の完全廃止を目前にして、前年一二月にはその二カ年間延期の動議が議会に提出されたが否決され、さらに七八年四月には鉄関税再導入の提案がおこなわれたがこれも否決された。⁽⁴⁸⁾ このようにして、大工業資本の側からする保護主義への転換の要求は、そのみの力をもつては実現されぬものであることが明らかとなつた。これを実現するには政治的に強力な土地所有者階級の協力をえることが必要であり、いわゆる農工同盟の成立が保護関税実現の鍵を握ることとなつた。

ところで、農業における保護主義への転換の要求があらわれたのは七六年頃からである。これまでの自由貿易主義の主導力はユンカーと商業資本にあつたが、ユンカーの場合、それは、彼らが小麦輸出 (北欧およびイギリス向) によって大きな利益を得ていたこと、また彼らがほとんど国内市場に競争者を持たなかつたこと、さらに鉄鋼関税が農機具の価格を騰貴せしめ外国の報復関税を誘発するおそれがあると思われたこと、などを根拠としてゐる。⁽⁴⁹⁾ ところが、いわゆる交通革命によって惹起されたヨーロッパ穀物市場の構造変化はユンカーの利害関係にも変化を生ぜしめた。交通路の発達による運送費の低下は、アメリカやロシアなどの安価な穀物のヨーロッパへの流入をうながして穀価を全般的に低下せしめた。ことに重要な意味を持ったのは、ユンカーに最大の利益を保証していたイギリ

ス市場からドイツ産の小麦が駆逐され、またドイツ自体が都市人口の急増による国内需要の増加によって七五年頃を境として小麦輸入国に転換したものである。かくて、ユンカーは利潤を確保するために価格水準を高く維持しようとして、関税政策による国内市場の保護を要求するに至った。工業における中央連合に比すべき農業における組織は、七六年二月に結成された租税経済改革者協会 (Vereinigung der Steuer- und Wirtschaftsreformer) であつた。同協会は大土地所有者から構成され、その第二回総会(七七年二月)において自由貿易主義との絶縁および農業保護関税の要求を明らかにし、第三回(七八年二月)および第四回(七九年二月)の総会において保護関税のための農工同盟を次第に明確に支持するに至る。

ドイツ工業家中央連合と租税経済改革者協会を中心にしてそれぞれ結集された工業と農業の保護主義者は、このようにして次第に統一する方向に動いた。この場合に両者の架橋をなす役割をになつたのは、カドルフ (Wilhelm von Kardorf 工業家中央連合理事) に典型的に表現される大土地所有者と産業主との混合型、およびルール工業と結合するラインの大土地所有者であつたと言われる。自由保守党 (Freikonservative Partei) あるいは帝国党 (Reichspartei) はこの勢力を代表するものであり、従来からビスマルクを明確に支持する立場にあつたのである。

他方、保護主義に反対する動きがあつたことはいうまでもない。輸出品生産に従事する中小資本は、原料の廉価購入の要求と報復関

税による海外市場の喪失のおそれによって自由貿易を擁護する。輸出入取引に関係する商業資本も同様であつた。その他、小ブルジョアジー、家内労働者、工場労働者によつても保護関税反対が唱えられた。また七九年には、七二のドイツの都市の代表者によつて、生活必需品を騰貴せしめる農業保護関税反対の意向が明らかにされた。しかしこれらは統一されず、政治的に組織された運動にまでは発展しえなかつた。

このような保護主義をめぐる諸階級・階層の動きは政党にどのよりに反映されたであろうか。保護主義運動の中核に立つ帝国党についてはさききのべたが、同じ陣営に立つものとして租税経済改革者協会を外郭団体に持つドイツ保守党があり、また複雑な階級構成を持つ中央党もこの陣営に加わつた。他方、従来工業ブルジョアジーを支柱としていた国民自由党は、大不況の過程をつうじて明らかになつてきた大資本と中小資本との利害関係の拮抗に対応して七〇年代後半には左右に分裂し、危機に直面するに至る。右派は保護関税を、すくなくとも工業関税を承認し、財政関税もまた立憲的保証をえて容認しようとする。左派は財政関税のみを承認しようとする。これに対して、保護関税反対運動の中心に立つたのはむしろ進歩党 (Fortschrittspartei) であつた。社会民主党は内部で意見の対立を生じ、議会においてもきわめて少数であるために反対運動の主力とはなりえなかつた。このような情勢のなかで、社会主義鎮圧法の審議を契機とするビスマルクの熾烈な攻撃が左翼諸政党に加えら

れ、七八年の選挙の結果、保守党・帝国党は勢力を増大し、国民自由党と進歩党および社会民主党はかなりの議席を失つた。このような議会内の政党構成のもとで、その後、七八年一〇月一七日、帝国議会三九七議席中の二〇四名の議員(中央党八七名、保守党三六名、帝国党三九名、国民自由党右派二七名、その他一五名)は自由国民経済協会 (Freie Volkswirtschaftliche Vereinigung) に結集し、保護貿易政策への転換を要求・支持する旨を声明して保護関税のための議会多数派の成立を明らかにし、これに対応して一二月にビスマルクの関税改革に対する基本方針が公表されるに至つて、関税改革への準備はほぼ終りを告げたのである。

七〇年代初期には与党的地位にあつた国民自由党は分裂して弱体化し、これに代つて保守党・中央党を中心とした多数派が成立するに至つたといふこの変化は、階級的利害関係の変化と相まって保護関税政策への転換を可能とする政治的な基礎となつたのである。

(III) 一八七九年の改革の意義

ビスマルクの指示をうけた連邦参議院では、七九年一月初めに関税表作成委員会が作業を開始した。四月初めには帝国議会に関税法改革案が提出され、五月二日より七月一二日まで第一読会より第三読会に至る審議がおこなわれた。その間、提出された法案をめぐつて工業と農業の双方の陣営から盛んな論議が展開されたこと、また議会外からもこの改革を自己に有利に実現させようとする種々の利

一八七九年の関税および財政改革

益代表の働きかけがあつたこと、などはすでに詳しく紹介されているのでここではふれない。ここに成立した新関税法は四三種類の商品に対して主として従量税を課したものであつた。そして新関税率によれば少なくとも年間七二三〇万マルクの収入がえられるものと評価された。このうち四八〇〇万マルクは従来非課税であつた商品によるものであつた。保護関税と財政関税との区別に従えば、前者から四三七〇万マルク、後者から二七六〇万マルクの収入がえられるものと推定された。この増収分によつてビスマルクは陸軍増強のための財源をもちうるこ

ととなつた。この改革の持つ意義を、一八九〇年頃までの財政状態を参照しながら明らかにしておきたい。次の表によつて明らかのように、税収中の関税収入の比重は顕著に増大している。これは主として八一年、八五年、八七年の三回にわたつておこなわれた農業関税の引上げに負うものであつた。なかでも小麦による関税収入の増加はかなり大きかつた。工業関税にはこの期間中なんらの変化が見られず、また財政収入としての重要性もあまり大きくはない。ところで、八〇年代全般における農業について注目さるべき傾向は、いふまでもなく穀物価格の継続的な低落であつた。これと同時に農村における労働者の供給は減少して、農業労働者の賃金は騰貴する傾向があり、かくて農業経営の純収益にかなりの圧迫が加えられていた。このような状態がユンカーをして一層強力に再三の農業関税引上を要

1878、91年の租税収入（分担金を含む）の構成

		1878	1891
関 税	総 額 (百万マルク)	101.1	378.5
	収入対比 (%)	32.4%	56.1%
	一人当 (マルク)	2.29	7.61
消費・支出税	総 額 (百万マルク)	134.8	264.0
	収入対比 (%)	43.2%	39.1%
	一人当 (マルク)	3.05	5.31
流 通 税	総 額 (百万マルク)	5.8	32.5
	収入対比 (%)	1.9%	4.8%
	一人当 (マルク)	0.13	0.65
分 担 金	総 額 (百万マルク)	70.2	(-66.9)
	収入対比 (%)	22.5%	
	一人当 (マルク)	1.59	
総 額 (百万マルク)		311.9	675.0
(一人当, マルク)		7.07	13.6

求せしめたと行ってよい。そして、この要求を実現せしめたのは、七九年におけると同様、保守党・帝国党・中央党および国民自由党の一部の勢力の形成する連合体に他ならないのである。

他方、この期間中に消費税もまた注目すべき役割を果たした。この税による実収入は二倍の増加を示したに止まるが、その原因の一つ

税の減免税が問題にされねばならない。いまこの減免税の性格を詳細に論証することはできないが、それが一層近代的な所得税制度を創出しようとするものでなかったことは明らかである。むしろ既存の税構造に部分的な変更を加えたにすぎず（階級税および所得税月割額三カ月分の免除、階級税下層の減免その他）、その根本的な改革は九〇年代になってからおこなわれたのであった。なお、これらの改正はプロイセンにおける当時の保守勢力の政治基盤を強化するために利用された。

これらとならんで改革の別の課題であった邦国分担金制度の改廃については、分担金制度は存続させ、別に、関税およびタバコ税収入のうち年額一・三億マルクを越える分を各邦国の分担金額に依りて邦国に分与することとした。このいわゆるフランケンシュタイン条項 (Glausula Franckenstein) の持つ別の意味については後にふれるが、一応このようにして分担金軽減の目的は達せられた。すなわち八三年度以降九〇年代の多くの年度において分与金 (Zuwendungen) は分担金を超過し、邦国財政を分担金の負担の圧迫から解放していた。プロイセンにおける、さきに指摘した直接税軽減はこの分与金制度によって可能となったのである。

保護関税政策への転換のユンカー保護的性格はすでに指摘したが、工業に対するその役割についても、屢々指摘されているようにカルテル保護的な傾向を持っていたと考えてよいであろう。銑鉄一〇〇kgに対して一マルクという関税自体は決して高いものではな

として関税および消費税に関して支払われる輸出奨励のための戻税制度があったことを指摘しなければならぬ。それは砂糖税と火酒税とについておこなわれた。砂糖税は原料課税であるから甜菜に課税されたが、輸出砂糖はその税の払戻を受けえた。火酒消費税の場合にも、輸出および国内向の工業用その他各種の用途に用いられる火酒について輸出奨励金または戻税がおこなわれた。砂糖税について言えば、この輸出奨励金は砂糖生産の増加に対応して八〇年頃より急増し、八一―八六年平均では、砂糖関税・消費税粗収入額一億三四〇〇万マルクのうち六五%に当る八七〇〇万マルクが奨励金として払戻されていた。火酒税では、八五年に粗収入六七〇〇万マルクのうち二六%に当る一八〇〇万マルクが払戻された。しかも火酒税総額だけ消費者価格は高められているから、火酒醸造業者の得た利益は一層多額なものであったと推定しうる。そして、北東ドイツのほとんどすべての大土地所有者が、甜菜糖製造業者か火酒醸造業者として、あるいはその双方としてこの利益を享受していたのである。われわれがさきに指摘した帝国における関税・消費税の増徴は、まさにこのような形態において、ユンカーに対して、その生産物の価格を引上げ、または下落を阻止して利潤確保を可能にし、あるいは財政支出（正確には租税払戻）によって直接に補助金をあたえるという、ユンカー保護政策の性格を十分にそなえたものであった。ビスマルクの改革の意図の他の半面をなしていた邦国直接税減税については、当然プロイセンにおける八〇年代初期の階級税・所得

かった（従価率換算約一七・九%）が、当時のドイツ鉄鋼業資本はすでに輸出能力を十分に持っていたのであるから、これをいわゆる育成関税と同一視することはできない。工業保護関税要求の主力であった大工業資本は、資本の有機的構成が高かったために関税・消費税などによる食料価格の騰貴にも耐えうる立場にあり、また当時のドイツにあっては国内市場がなお生産の拡大をささえる程度に開かれていたから、ユンカー保護関税に対する外国の報復関税の採用などに対して、八〇年代に限る限り、耐えたものとみることもできよう。かくて、八〇年代には、大工業資本はことに生産手段の生産を急速に拡大させつつ、九〇年代に見られる世界市場への進出を準備していたのである。

最後に、この改革においてフランケンシュタイン条項が持つもう一つの意味を指摘しなければならない。

問題は関税法案の帝国議会における審議中に起った。関税収入とその用途をめぐって二つの提案があり、一つは国民自由党のベニクセン (Rudolf von Bennigsen) によるもので、ユーヒーの関税率、塩の関税率と消費税率を各年の予算で確定し、収入過剰の生じた場合これを人口に応じて各邦国に交付することを要求するものであった。他の一つの提案は中央党のフランケンシュタインによるものであり、第一に、関税とタバコ税の収入の従来三カ年平均額を超える額を各邦国分担金の額に応じて各邦国に分与すること、第二に関税率と塩の消費税率とを八一年四月一日までに承認し、以後各

年度の予算においてこれを確定すること、を要求していた。審議においては、フランケンシュタイン提案の第一の部分が採択され、その第二点とペンニクセン提案は否決された。

言うまでもなく、これは従来から論議されてきた帝国と邦国との財政関係あるいは帝国統治機構のあり方(中央集権か連邦分立か)と帝国議会の権限に関する問題であった。さきに改革前の論争点を紹介したところから明らかなように、ペンニクセン提案は帝国財政の中央集権化と議会の予算審議権の拡大を意図したものであり、フランケンシュタイン提案は、その第一の部分において、連邦分立主義的構造を意味する分担金の存続という前提のうえでの分担金負担の軽減を意図し、第二の部分において、国民自由党との妥協を、予算審議権の拡大を認めることによって図ろうとするものであった。ビスマルクにとっては、前者は彼自身も意図していた帝国財政の中央集権化を実現するものであったが、後者(ことにその第一点)の場合には一定額(一・三億マルク)の税収を議会の各年の協賛なしに確保しうる点から、中央党と同調する方向をえらんだ。議会内においても、ペンニクセン提案は国民自由党の内部で攻撃されて多数をとりうる情勢になく、他方、フランケンシュタイン提案は中央党のみならず、保守党と帝国党とからも支持されて多数をかちえたのであった。かくて、帝国財政はその連邦分立主義的な構造を再確認され、邦国分担金と帝国分与金との二つの関係で邦国財政と結合されることとなった。

このフランケンシュタイン条項の考え方はすでに七八年にヴェルテンベルクの邦議会においても論じられたと言われる。このことは、帝国財政あるいは統治機構における連邦分立主義原則の維持を南独諸国が求めていたことのあらわれと見てよく、南独諸国が統一ドイツに参加する経過と考え合わせてもありうることであった。しかし、この場合一層重要なことは、プロイセン・ユンカーの同調なくしては、従って、中央党に対する保守党の協調なくしては、かかる提案も成立しえなかったという点である。プロイセンの特殊利益の擁護と南独諸国の要求とは相反する性格のものでありながら、強力な中央集権国家を実現しようとする方向に対しては全く一致して反対するという事態がここに見られるわけである。一八九〇年にエングルスはこの点を次のようにのべている。「小邦分立とプロンヤ精神、これは対立物の両面であって、いまドイツはこの対立のうちにとらえられており、そしてこの対立においては、その一方の面がつねに他方の面の口実かつ存在理由として必然的に役立っている。」このようなドイツの内政面での構造は、その後の発展において帝国―間接税、邦国―直接税という体系を一層定着させることとなるのであるが、この体系がその後の帝国主義確立期における財政需要の増大に直面して、財源確保のうえでの限界を露呈せざるをえなくなることは明らかである。このことの必然的な結果として、九〇年代以後社会民主党を中心とする労働者階級の力の増大にあって間接税のみの増徴を強行しがたくなるにおよんで、帝国政府は公債発行

に依存せざるをえなくなり、しかもこの累積する公債がまた財政負担を増大させるに至る。ここに一九〇四年と六年の改革を必然たらしめる一つの理由があった。この改革の一つの焦点は帝国相続税の導入であり、換言すれば七九年改革以来の帝国財政の限界をいかに克服するかという問題であった。

一八七九年の関税および財政改革は「新ドイツ帝国の歴史における最大の内政史上の事件であった」と言われる。要するにこの改革は、ユンカーと大工業資本の階級的利益をはかりつつ帝国財政の基礎を強化しようとするものであった。大工業資本は大不況の過程において対外的には先進資本主義国との競争、対内的には労働者階級の漸次的な組織化という困難な事態のうちに置かれて、自らの利益擁護のためにユンカーとの妥協に向い、かくしてはじめて国家的権力手段による保護にあずかりえたのである。かくて大工業資本は生産の一層の集中と集積を可能にされた。ここに、遅れた資本主義的発展のうちで独占段階への移行を開始しつつあるドイツの大ブルジョアジーの特徴的なあり方を認めることができよう。国民自由党が財政上の民主主義要求を貫徹しえなかった理由もここにあった。また、七九年の改革は社会主義鎮圧法の施行を前提としておこなわれたが、そのみでなく、改革自体が、恐慌による大資本とユンカーの損失を間接税増徴・直接税軽減によって両階級より労働者階級を中心とする広範な国民各層に転嫁するという反動的な性格を持つものであった。

一八七九年の関税および財政改革

他方において、ユンカーは大不況によって一層深刻な影響を受け、その従来の権力機構上の強い地歩に依拠しつつ国家的権力手段による階級的利益の擁護を要求した。この場合、資本の側の政治的要求がユンカーの妥協と協調をまっしてはじめて実現されたこと、八〇年代を通じて手厚い保護がユンカーにあたえられたことなどは、ビスマルク体制が大資本の要求に応じつつもなおユンカー勢力によって強力に基礎づけられていたことを示すものと云えよう。その後の発展において、高率の農業保護関税が誘発した外国の報復関税政策はドイツの海外市場を狭隘化し、九〇年代に入って世界市場制覇をめざすに至った独占的大資本の要求のもとに関税政策は再び転換する。これに対応して、この時期には財政面において軍事費および公債発行高の飛躍的な増大が見られ、ここに新しい局面が展開される。フランケンシュタイン条項において示される帝国財政の連邦分立主義的形態がかかる発展のなかで次第にその限界を露呈し、一九〇〇年代の改革の対象として取り上げられるに至ったことはすでに指摘したとおりである。

このように、七九年の改革とこれに続くビスマルクの財政政策は、一面において、帝国主義的発展を可能にし、促進する条件を形造る役割をになうと同時に、他面では、その後の発展において否定・克服される要因をも内包するものであった。

注(1) J・クチンスキー、ドイツ経済史(高橋・中内訳)一〇七

頁以下。

- (27) Fritz Hartung, Deutsche Verfassungsgeschichte, vom 15 Jahrhundert bis zur Gegenwart, Fünfte Aufl. 1950, S. 279.
- (28) 綿貫芳源, 「近代ドイツにおける公法上の諸制度の発展」(一)「東京教育大学紀要, 社会科学論集」, 第三集, 八三—四頁。
- Friedrich Engels, 'Die Rolle der Gewalt in der Geschichte', Marx - Engels - Lenin - Stalin, Zur Deutschen Geschichte, Bd. II, 2, SS. 1100—1. (邦訳「マルクス・エンゲルス」(二三巻)選集, 第一六卷, 四五—六頁)。
- (4) 綿貫芳源, 前掲論文八二—三頁。清宮四郎, 「ドイツ憲法の発展と特質」法律学体系第二部33, 三—頁以下。
- (5) 連邦参議院は各邦国の全権委員によって構成されたが、各邦国の代表権行使は対等ではなく、プロイセン一七票、バイエルン六票というように差別されていた。しかも同一邦国の委員は統一して表決に参加すべきこととされた(第六条)。憲法改正の決定権に関しては一四票の反対があれば改正案は拒否され(第七八条二項)、プロイセンの意に反する憲法改正はおこなわれない。ただし、バイエルン、ヴュルテンベルグ、バーデン、ヘッセンの票を合計すれば一六票となるから、南部諸邦国もこれによって自己に不利な改正を否決し去ることができる立場にあった訳である。(F. Hartung, op. cit., S. 280.)

三四 (三四)

- (9) 「すべての共同的支出の支弁とは、第一に、前年の剰余金、関税・共通の消費税・郵便および電信より得られる収入があてられる。これらの収入によって調達しえない場合には、帝国税(Reichsteuer)が導入されない間、各邦国のその人口の規模に依じた分担金によってまかなわれる。この分担金は、帝国宰相により予算上適當な高額の金額まで賦課される。」
- (10) Heinrich Bechtel, Wirtschaftsgeschichte Deutschlands, im 19 und 20 Jahrhundert, 1956, S. 42.
- (11) Adolph Wagner, Finanzwissenschaft, Theil IV, 1901, SS. 7—24; 野津高次郎, 独逸税制発達史, 一—二二頁。
- (12) Wilhelm Gerloff, Die Finanz- und Zollpolitik des Deutschen Reiches nebst ihren Beziehungen zu Landes- und Gemeindefinanzen von der Gründung des Norddeutschen Bundes bis zur Gegenwart, 1913, S. 16.
- (13) Wilhelm Gerloff, 'Der Staatshaushalt und das Finanzsystem Deutschlands', Handbuch der Finanzwissenschaft, Erste Aufl., 1928, Bd. III, S. 8.
- (14) この結果、バイエルン、ヴュルテンベルグおよびバーデンは内国産の火酒およびビールを独自に課税しうることとなった。南独と帝国との課税規程がことなるため、たとえビール税の場合、人口一人当りの税負担は帝国にくらべて南部が約四〜五倍高かったと言われる。(F. Hartung, op. cit., SS. 279

~80; William Harbutt Dawson, The Evolution of Modern Germany, p. 415.)

- (15) 綿貫芳源, 前掲論文八四—五頁。
- (16) W. Gerloff, Die Finanz- und Zollpolitik, S. 52.
- (17) Ibid., S. 36.
- (18) Reichsschatzamt, Denkschriftenband zur Begründung des Entwurfs eines Gesetzes betreffend Änderungen im Finanzwesen, Berlin 1908, Theil I, S. 43.
- (19) Ibid., SS. 43~4.
- (20) Walther Lotz, Die Ideen der deutschen Handelspolitik, Schriften des Vereins für Socialpolitik, Leipzig 1892, S. 28.
- (21) Percy Ashley, Modern Tariff History, London 1910, pp. 49~54.
- (22) Erich Eyck, Bismarck and the German Empire, London, p. 198.
- (23) W. Gerloff, Finanz- und Zollpolitik, SS. 84~8.
- (24) Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, hrsg. vom Kaiserlichen Statistischen Amte, Berlin 1911, S. 367.
- (25) W. Gerloff, Finanz- und Zollpolitik, S. 106.
- (26) H. Bechtel, op. cit., SS. 183~4; ホーヴホルガ監修, 一八七九年の関税および財政改革

世界経済恐慌史(永住道雄訳)第一巻第二部一三〇—頁。

- (27) W. Gerloff, Finanz- und Zollpolitik, SS. 107~8.
- (28) J. Riesser, The German Great Banks and Their Concentration in Connection with the Economic Development of Germany, translated by National Monetary Commission, Washington 1911, pp. 115~6.
- (29) E. ユルスマー, 経済恐慌(千葉秀雄訳)二九二頁以下。
- (30) W. Gerloff, Finanz- und Zollpolitik, SS. 98~9. なお、この場合の支出および収入額は、フランスよりの賠償金および公債など、また、臨時剰余金によって支弁された支出などを含まない。通信、郵便および鉄道の国営事業に関しては収支差引後の剰余金額のみが計上されている。
- (31) Ibid., S. 100.
- (32) Ibid., SS. 98~9.
- (33) Loc. cit..
- (34) Reichsschatzamt, op. cit., S. 78.
- (35) W. Gerloff, Finanz- und Zollpolitik, SS. 73~4. この期間中に増収を目的として議会に提案された案件は次のとおりである。①一八七三年、帝国印紙税「二〇〇万マルク。②十七年、タバコ増税「三〇〇〇万マルク。③七五年、醸造税増税「一四二〇万マルク。④七五年、帝国印紙税「六〇〇万マルク。⑤七八年、帝国印紙税「六〇〇万マルク。(Reichsschatz-

三五 (三五)

amt, op cit., S. 26.)

(63) W. Gerloff, Finanz- und Zollpolitik, S. 101.

(64) Ibid, S. 111.

(65) Adolph Wagner, 'Ueber die schwebenden deutschen Finanzfragen; Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft, Jahrg. 1879, SS. 68~70.

(66) 地方自治体の財源は邦国直接税への付加税であったが、自治体の財政需要が増大したため、七〇年代の前半から後半にかけてその付加率が大幅に引上げられたと云われる。(Wegner, 'Kommunalsteuerfrage'; Schriften des Vereins für Socialpolitik, 1877, XIV, SS. 27~73.)

(67) ナポレオン、財政学(国部英訳)一六〇頁。

(68) Hans Boom, Die Deutschkonservative Partei, 1954, S. 72.

(69) W. Gerloff, Finanz- und Zollpolitik, SS. 61~2; L. Bergsträßer, Geschichte der politischen Parteien in Deutschland, 1928, S. 77.

(70) W. Gerloff, loc. cit..

(71) Lothar Rathmann, 'Bismarck und der Uebergang Deutschlands zur Schutzzollpolitik (1873/75~1879), Zeitschrift für Geschichtswissenschaft, Jahrg., IV, 1956, Heft 5, S. 909.

(72) W. Gerloff, Finanz- und Zollpolitik, SS. 67~8.

(73) 一八七八年二月三日付のヨルク・メッセ・レポルトのヘンリッヒ・ポシンガーの著。 (Heinrich Poschinger, Aktenstücke zur Wirtschaftspolitik des Fürsten Bismarck, 1890, Bd. 1, SS. 247~55.)

(74) L. Rathmann, op. cit., S. 900.

(75) Oswald Schneider, Bismarcks Finanz- und Wirtschaftspolitik, 1912, SS. 34~91.

(76) P. Ashley, op. cit., p. 54.

(77) L. Rathmann, op. cit., S. 902.

(78) 大野英二、ルンペン論叢書「ルンペン」一四〇~一四二頁。

(79) P. Ashley, op. cit., p. 51.

(80) Herman Pasche, 'Über die wachsende Konkurrenz Nordamerikas für die Produkte der mitteleuropäischen Landwirtschaft,' Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, 1879, Bd. 33, S. 100.

(81) P. Ashley, op. cit., pp. 56~7.

(82) 大野英二、前掲書 一四六頁。

(83) 大野英二、前掲書 一四三頁。

(84) P. Ashley, op. cit., p. 61; Hans Blum, Das Deutsche Reich zur Zeit Bismarcks, Politische Geschichte von 1871 bis 1890, 1898, S. 330.

(55) 大野英二、前掲書 一四八~九頁。

(56) 七七年から七八年にかけて帝国議会の構成は次のように変化した。(L. Rathmann, op. cit., S. 923.)

	保守党	帝国党	中央党	国民自由党	進歩党	社会民主党
一八七七年	四〇	三八	九三	一一七	三五	一一
一八七八年	五九	五六	九三	九八	二五	九

(57) 自由国民経済協会が設立されたのは七八年三月であるが、當時は六〇名の議員を含むのみであった。(H. Blum, op. cit., S. 310; L. Rathmann, op. cit., S. 918.)

(58) H. Poschinger, op. cit., SS. 290~4.

(59) 大野英二、前掲書一五〇~二頁、木谷勤「一八七九年関税改革におけるビスマルクのインテリゲンツ・ポリテイメツス」歴史学研究 一九五八年四月、二二一八号、一五頁以下。

(60) P. Ashley, op. cit., p. 63.

(61) W. Gerloff, Finanz- und Zollpolitik, S. 164, 167.

(62) W. Gerloff, Staatshaushalt und Finanzsystem, S. 27.

(63) A. Wagner, Finanzwissenschaft, Theil IV, S. 769.

(64) Theodor Freiherr von der Goltz, Geschichte der Deutschen Landwirtschaft, Bd. II. (山岡亮一訳四三九一頁以下)

(65) A. Wagner, Finanzwissenschaft, Theil IV, SS. 一八七九年度の関税および財政改革

675-9, 695-712, 野津高次郎、前掲書 一八〇~一五頁。

(90) Reichsschatzamt, op. cit., S. 26, 28.

(91) Friedrich Engels, 'Über den Schutzzoll,' Marx-Engels-Lenin-Stalin, Zur Deutschen Geschichte, 1954, Bd. II, 2, S. 1049. (邦訳「選集」第二巻 四一八頁)

(92) W. Gerloff, Finanz- und Zollpolitik, SS. 172-83.

(93) Reichsschatzamt, op. cit., SS. 72~4.

(94) Rudolf Hilferding, Das Finanzkapital, Berlin 1955, SS. 451-2. (國語訳「資本主義の発展」下巻四〇頁)

(95) J. Resser, op. cit., pp. 112-4.

(96) Ibid, SS. 161~2.

(97) O. Schneider, op. cit., SS. 155-64; Hans Boom, loc. cit.; George W. F. Hallgarten, Imperialismus vor 1914, München 1951, SS. 187-8.

(98) W. Gerloff, Finanz- und Zollpolitik, S. 162.

(99) Friedrich Engels, 'Zur Kritik des Sozialdemokratischen Programmtextes 1891,' Marx-Engels-Lenin-Stalin, Zur Deutschen Geschichte, Bd. II, 2, S. 1135. (邦訳「選集」第十七巻 三三七頁)

(100) 大野英二、「ルンペン主義と財政改革問題」経済論叢 第七九巻五号、一七頁以下。

(101) W. Gerloff, Finanz- und Zollpolitik, S. 166.